

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 古河電気工業株式会社

【英訳名】 Furukawa Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 柴田 光義

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

【電話番号】 東京(03)3286局3001

【事務連絡者氏名】 総務・CSR本部 法務部長 豊泉 健二

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

【電話番号】 東京(03)3286局3039

【事務連絡者氏名】 総務・CSR本部 法務部長 豊泉 健二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年6月24日の第193回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

普通株式1株につき金3円 総額2,118,631,353円

ロ 効力発生日

平成27年6月25日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

当社グループの今後の更なる事業展開に備えるため、事業の目的として定款第2条第5号に「発電ならびに電気の供給および販売に関する事業」を追加する。

大規模災害等の非常時に備えて、株主総会開催地を柔軟に選択可能にするために、定款第30条を削除する。

なお、本条文を引用する定款第38条も併せて変更する。

執行役員による業務執行体制という現在の実態に即して、定款第43条の役付取締役に関する記載の一部を削除する。

取締役会議長につき、取締役の互選により選定するため定款第44条を変更する。

社外取締役および社外監査役との損害賠償責任を限定する契約について、当該契約に基づく責任の限度額を法令が規定する額とするため定款第47条および第54条を変更する。

#### 第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、吉田政雄、柴田光義、藤田純孝、相馬信義、塚本修、寺谷達夫、天野望、小塚崇光、信崎卓、小林敬一、木村隆秀および荻原弘之の12名を選任する。

なお、取締役 藤田純孝、相馬信義、塚本修および寺谷達夫の4名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役である。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、佐藤哲哉を選任する。

#### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として、木内慎一を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	432,782	38,233	0	(注)1	可決 91.22
第2号議案 定款一部変更の件	468,949	2,066	0	(注)2	可決 98.84
第3号議案 取締役12名選任の件					
吉田政雄	377,815	93,166	0		可決 79.64
柴田光義	416,930	54,051	0		可決 87.88
藤田純孝	453,294	17,687	0		可決 95.55
相馬信義	426,032	44,949	0		可決 89.80
塚本修	344,514	126,468	0		可決 72.62
寺谷達夫	361,897	109,084	0	(注)3	可決 76.28
天野望	452,369	18,612	0		可決 95.35
小塚崇光	465,273	5,708	0		可決 98.07
信崎卓	466,206	4,775	0		可決 98.27
小林敬一	466,220	4,761	0		可決 98.27
木村隆秀	465,270	5,711	0		可決 98.07
荻原弘之	465,274	5,707	0		可決 98.07
第4号議案 監査役1名選任の件				(注)3	
佐藤哲哉	443,113	27,901	0		可決 93.40
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注)3	
木内慎一	460,393	10,622	0		可決 97.04

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数に、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。